



平成 30 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社吉野家ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 河村 泰貴
コード番号 9861 東証 第一部
問 合 せ 先 常務取締役グループ企画室長松尾俊幸
(TEL 03-5651-8771)

子会社の設立ならびに会社分割および商号変更に関するお知らせ

当社は、平成30年9月27日開催の取締役会において、平成30年9月27日付で当社の100%子会社として「株式会社はなまる準備会社」及び「株式会社京樽準備会社」を設立することならびに平成30年12月1日を効力発生日として、現在、株式会社はなまる及び株式会社京樽が行っているそれぞれの事業の全部及びこれに付帯する資産、負債、権利義務等のうち、商標等の一部の資産を除き、(株)はなまる準備会社及び(株)京樽準備会社にそれぞれ会社分割（以下、「本件分割」という）により承継させることならびに本件分割の効力発生日をもって「株式会社はなまる準備会社」は「株式会社はなまる」に、「株式会社京樽準備会社」は「株式会社京樽」にそれぞれ商号変更を行なうことを決議しましたのでお知らせします。

これにともない現在の株式会社はなまるは本件分割の効力発生日をもって「株式会社はなまる分割会社」に、現在の株式会社京樽は「株式会社京樽分割会社」にそれぞれ商号変更を行ないます。なお、本件分割は、いずれも子会社間における事業承継を目的とするものであるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 組織再編の目的

当社グループでは、長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向けて、2016年4月に、「3ヵ年中期経営計画」を策定いたしました。この「3ヵ年中期経営計画」は長期ビジョンにおけるファーストステージであたり、セカンドステージ以降における成長の種を蒔く3年間と位置づけ付けました。この「3ヵ年中期経営計画」の最終年度に当たる当期は、「飲食業の再定義」を目指し、これまでの飲食業になかった価値創造に向けて、新たなビジネスモデル創りの取組みや、テクノロジーを利用した提案、働き方改革に資するさまざまな取組み等を行っております。

こうした事業会社の取組みをスピーディーかつ機動的に推進していくうえで、当社グループの経営体制についても見直しを行なうこととし、ブランドホルダーである当社と事業運営を担う各社の役割と責任を明確にすることで、より一層のグループの経営基盤の強化と経営の効率化を図ることを目的として、今回の組織再編を行なうものであります。

会社分割により、現在のはなまる、京樽が行う事業をそれぞれ準備会社に承継させた後、承継会社である事業会社はオペレーションにより一層注力できる体制となり、分割後の現在のはなまる、京樽は商標権等の一部の資産を保有する会社となります。

2. 設立する子会社の概要

(1) 名称 株式会社はなまる準備会社

所在地 東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号

代表者 門脇 純孝

(2) 名称 株式会社京樽準備会社

所在地 東京都中央区日本橋人形町二丁目 7 番 5 号

代表者 森下 裕一

3. 本組織再編の要旨

(1) 本組織再編の日程

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 当社取締役会決議 | 平成 30 年 9 月 27 日 |
| ② 子会社設立年月日 | 平成 30 年 9 月 27 日 |
| ③ 子会社臨時株主総会 | 平成 30 年 9 月 27 日 |
| ④ 分割契約締結日 | 平成 30 年 9 月 27 日 |
| ⑤ 分割効力発生日 | 平成 30 年 12 月 1 日 |
| ⑥ 子会社商号変更日 | 平成 30 年 12 月 1 日 |

(2) 本吸収分割の方式

㈱はなまるを分割会社、㈱はなまる準備会社を承継会社とする吸収分割及び㈱京樽を分割会社、㈱京樽準備会社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

㈱はなまる準備会社及び㈱京樽準備会社（以下、「各承継会社」という）は、本件分割により承継する資産等の対価として、それぞれが普通株式 1 株を新たに発行し、その全部をそれぞれの分割会社である㈱はなまる及び㈱京樽（以下、「各分割会社」という）に割り当てたうえで、各分割会社はそれぞれ、当該株式を同日付けで株主である当社に対し、配当します。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

各承継会社は、本件分割により承継する事業に関連する資産、負債、契約、その他の権利義務を、吸収分割契約に定める範囲において、それぞれ承継します。

(7) 債務履行の見込み

本件分割の効力発生日以降において、当社、各分割会社及び各承継会社が負担すべき債務についてその履行の見込みに問題はないものと判断しております。

4. 子会社間における吸収分割および商号変更

- ① 「現(株)はなまる」を分割会社、「(株)はなまる準備会社」を承継会社とする吸収分割により、はなまる事業を承継会社に分割。
- ② 「現(株)京樽」を分割会社、「(株)京樽準備会社」を承継会社とする吸収分割により、京樽事業を承継会社に分割。
- ③ 上記①の分割効力発生日に「現(株)はなまる」は「株式会社はなまる分割会社」に商号変更。
- ④ 上記①の分割効力発生日に「(株)はなまる準備会社」は「株式会社はなまる」に商号変更。
- ⑤ 上記②の分割効力発生日に「現(株)京樽」は「株式会社京樽分割会社」に商号変更。
- ⑥ 上記②の分割効力発生日に「(株)京樽準備会社」は「株式会社京樽」に商号変更。

上記①から⑥を平成 30 年 12 月 1 日付で実施いたします。これにより、同日以降、はなまる事業・京樽事業の経営主体は、現在の(株)はなまる、(株)京樽から新設の各準備会社に承継されます。

5. 当事会社の概要 (2018 年 8 月 31 日現在 ※各準備会社は 2018 年 9 月 27 日現在)

1.名称	(株)はなまる (分割会社)	(株)はなまる準備会社 (承継会社) ※	(株)京樽 (分割会社)	(株)京樽準備会社 (承継会社) ※
2.事業内容	飲食店の経営	飲食店の経営	飲食店の経営	飲食店の経営
3.本店所在地	東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号	東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号	東京都中央区日本橋人形町二丁目 7 番 5 号	東京都中央区日本橋人形町二丁目 7 番 5 号
4.代表者の役職氏名	代表取締役社長 門脇純孝	代表取締役社長 門脇純孝	代表取締役社長 森下裕一	代表取締役社長 森下裕一
5.資本金	100 百万円	10 百万円	100 百万円	10 百万円
6.発行済み株式数	16 株	200 株	70,000 株	200 株
7.決算期	2 月末日	2 月末日	2 月末日	2 月末日
8.大株主及び 持株比率	(株)吉野家ホールディングス 100%	(株)吉野家ホールディングス 100%	(株)吉野家ホールディングス 100%	(株)吉野家ホールディングス 100%

6. 業績に与える影響

本件子会社の設立および事業再編は、完全子会社間における吸収分割を実施するものであり、当社単体および連結業績に与える影響は軽微であります。

7. 今後の予定

なお、株式会社はなまる分割会社（現在の(株)はなまる）及び株式会社京樽分割会社（現在の(株)京樽）は、それぞれ平成 31 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を予定しておりますが、詳細については決定次第お知らせします。

以上